

お知らせ

# 産業保健研修会(リフレッシャー研修会) 開催のご案内

標記研修会を下記により開催いたしますので  
ご案内申し上げます。

記

日時 平成15年10月22日(水)  
午後6:00~9:00

場所 小樽市医師会 4階講堂

研修内容 1. 粉じん職場の衛生管理(ビデオ)  
2. じん肺と肺がん

講師 北海道労働保健管理協会  
常務理事 清田典宏

3. 最近の職場のストレス対策につ  
いて

講師 北海学園大学  
名誉教授 後藤啓一

単位数 基礎研修 3単位  
生涯研修 3単位

申込先 小樽市医師会 TEL0134-22-4111  
FAX0134-33-9544

専門部から

## 「はがき解答」による自宅学習評価事業について

◇学術部◇

北海道医報に1年に亘って連載してまいりま  
した生涯教育シリーズⅣ「内視鏡による新しい  
外科治療」を1冊にまとめ9月2日発送いたし  
ました。

この冊子を読まれた実績を生涯教育制度の中  
で評価する自宅学習評価事業を実施いたしま  
す。ご参加いただいた会員には、**5単位**を付与  
し、当会日本医師会生涯教育講座・北海道医師  
会認定生涯教育講座等受講者登録管理システム  
に登録いたします。

ふるってご参加下さい。

記

1. 冊子に掲載されております出題の中から任  
意に5問をお選びいただき、正解を備え付  
けの「はがき」でお答え下さい。
2. 参加締切は10月31日(金)です。
3. 正解は11月1日号北海道医報紙上で発表い  
たしますので、自己採点される参考にして  
下さい。

## 道医報表紙写真募集中!

当会広報部では、本誌表紙を飾る写真を募集  
いたしております。会員各位におかれまして  
は、季節を折り込んだ傑作をどしどしお寄せ下  
さいますようお願い申し上げます。

フィルム：ポジカラー(スライド)フィルムの  
方が鮮明に仕上がりますが、通常の

フィルムでも結構です。横位置での  
トリミングもお願いします。

コメント：題名、寸感を200字程度にまとめ添  
付して下さい。

—情報広報部—

**お知らせ**

## 産業保健研修会(リフレッシャー研修会) 開催のご案内

標記研修会を下記により開催いたしますので  
ご案内申し上げます。

記

**日時** 平成15年11月6日(木)  
午後5時30分～午後9時

**場所** ホテルスエヒロ  
滝川市明神町2丁目2番16号  
TEL0125-22-1311

**研修内容** (1)ビデオ上映「職場のストレス」  
説明者：滝川市医師会産業医部会  
理事 文屋 学

(2)「労働安全衛生法における産業医  
の役割について」

**講師** 滝川労働基準監督署

第2課長 原田雅美

(3)「職場のメンタルヘルスケア」

**講師** 総合旭川赤十字病院

精神科部長 古瀬 勉

(4)「検診結果の読み方と対策」

—運動と貧血—

**講師** 札幌医大医学部臨床検査

医学講座

教授 渡辺直樹

**単位数** 基礎研修 3.5単位

生涯研修 3.5単位

**申込先** 滝川市医師会 TEL0125-24-8744

FAX0125-24-1614

**お知らせ****消費税法の改正について**

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されることになっております。

今回の改正では、事業者免税点制度の適用上限の引き下げ、簡易課税制度の適用上限の引き下げ、総額表示の義務付けなど多くの事業者に関係する改正が行われております。

— 医業経営・福利厚生部 —

**【事業者免税点の引き下げ】**

納税義務が免除される基準期間（注1を参照）における課税売上高の上限が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。

（注1）基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、事業年度が1年である法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。したがって、個人事業者の平成17年分の基準期間は平成15年分、事業年度が1年である法人の平成17年3月末決算分の基準期間は平成15年3月末決算分となります。

**1 適用関係**

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

**2 ポイント**

（1）基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税法課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

（2）平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度（注2を参照）の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

（注2）簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして、仕入控除税額を計算する制度であり、具体的に

は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率（第五種事業（サービス業等）50%）を掛けて計算した金額が仕入控除税額とみなされます。

**【簡易課税制度の適用上限の引き下げ】**

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

**1 適用関係**

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

**2 ポイント**

（1）その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

**【総額表示の義務付け】****1 適用関係**

この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

**2 ポイント**

（1）総額表示とは、消費税額を含む支払総額の表示を言い、「消費税額」や「税抜価格」をカッコで表示しても差し支えありません。

※くわしくは、貴院の関与税理士にご相談下さい。

豊かな老後 確かな支え… 現在、普及推進運動を実施中です！

# 日本医師会 年金

## ご加入のおすすめ

### 特 色

1. 日本医師会が運営する会員のための唯一の年金。  
私的年金として我が国最大規模を誇っています。
2. 長寿社会に対応した年金です。  
長生きするほどお得な年金です。
3. 生活設計に応じて年金額を決定できます。
4. 掛金には上限がありません。増減はいつでもできます。
5. 計算利率は魅力ある1.5%です。

### 加 入 の 要 件

64歳6ヶ月未満の日本医師会会員（会員種別は問いません）

#### \* お問い合わせは

北海道医師会「会員課」 TEL011-231-1434  
FAX011-210-4514